

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成29年11月8日

時 間：臨 時 会 終 了 後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時50分

### 出席議員（13名）

議 長	塚 野 芳 美 君	1 番	渡 辺 英 博 君
2 番	渡 辺 正 道 君	3 番	高 野 匠 美 君
4 番	渡 辺 高 一 君	5 番	堀 本 典 明 君
6 番	早 川 恒 久 君	7 番	遠 藤 一 善 君
8 番	安 藤 正 純 君	9 番	宇 佐 神 幸 一 君
10 番	高 野 泰 君	12 番	高 橋 実 君
13 番	渡 辺 三 男 君		

### 欠席議員（1名）

11番 黒 澤 英 男 君

### 説明のための出席者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 浩 一 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 人 君
参 総 事 務 課 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
健 康 福 祉 課 長	植 杉 昭 弘 君
住 民 課 長	齊 藤 一 宏 君
参 畜 生 環 境 課 長	渡 辺 弘 道 君
産 業 振 興 課 長	猪 犬 力 君

復興推進課長	黒 沢 真 也	君
復旧課長	三 瓶 清 一	君
参事官事務課長	石 井 和 弘	君
拠点整備課長	竹 原 信 也	君
参事官支所長	菅 野 利 行	君
いわき支所長	三 瓶 雅 弘	君
企画課幹事長補佐	遊 佐 昌 志	君
総務課課長補佐	遠 藤 博 生	君
代表監査委員	坂 本 和 久	君

#### 職務のための出席者

議会事務局長	志 賀 智 秀
議会事務係長	大 和 田 豊 一
議会事務係主任	藤 田 志 穂

#### 付議事件

- 富岡町帰還困難区域全体再生構想について
- その他

## 開 会 (午前10時50分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は公開といたします。カメラも入っていますので、品位の保たれた質疑をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は13名、欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、企画課長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長及び事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、富岡町帰還困難区域全体再生構想についてのご説明をするものでございます。さきの9月定例会において帰還困難区域の再生については、全域の再生を目指すことの考えに変わりはないものの改正福島特措法を初めとする法制度上、帰還困難区域全域を特定復興再生拠点区域とすることはできず、帰還困難区域の再生は段階的なものとならざるを得ないと説明いたしました。帰還困難区域全体再生構想は、このことを踏まえ、帰還困難区域の再生は本町の真の復興のために欠くことのできないものとの思いを再度お示しし、また帰還困難区域再生の方向性をお示しするために策定するものでありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） 付議事件に入ります。付議事件1、富岡町帰還困難区域全体再生構想についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。企画課長、説明はマイクの都合等々ありますので、着座のままで説明してください。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。それでは、帰還困難区域再生全体構想について説明を差し上げます。

この構想は、町長が今ほどご挨拶でも申し上げましたように、帰還困難区域全域の再生が本町全体の復興、再生に欠くことができないものという思想のもと、帰還困難区域全域の再生に向けた考え方や方向性、それから土地利用方針などをお示しするとともに、あわせて当面再生への取り組みを進める特定復興再生拠点区域設定の考え方をお示しするものでございます。特定復興再生拠点区域の設定につきましては、今回お示しいたします基本的な考え方に基づきまして、復興庁を初め、関係省庁と事前協議を行っているところでございますが、現時点ではその範囲などを具体的にご提示できる調整状況とはなってございませんので、本日は基本的な考え方のみのご提示ということになりますことをご了解いただきたいと思います。

説明につきましては、課長補佐、原田より差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○企画課課長補佐兼まちづくり係長（原田徳仁君） 企画課長補佐兼まちづくり係長の原田と申します。説明させていただきます。

今ほど課長の林より、現在国との調整を実施しており、帰還困難区域再生構想として具体な内容をお示しするまでには至りませんが、帰還困難区域の再生に向けた基本的な考え方などについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、これまでの経緯でございます。再生構想を検討、作成するに当たりましては、昨年12月に開催いたしました帰還困難区域全体の意見交換会で挙げられた意見をもとに、富岡町帰還困難区域再生ビジョン骨子案を取りまとめました。7月及び8月にはいわき及び郡山会場にて行政区単位での意見交換会を開催し、改正された福島復興再生特別措置法、それから福島復興再生基本方針、帰還困難区域再生ビジョン骨子案をビジョンとすることを説明し、意見交換を実施いたしました。そのほかにも当該区域にかかわる皆様を対象とする意向調査を実施し、多種多様なご意見や考え方を伺い、それらを参考にして作成しております。意見交換で挙げられた内容では、政策転換と心の整理が伴わない、所有地をまとめて買い上げてほしい、自分たちの代で何とかしたい、早く自宅で生活したい、復興状況を見てからよく考えたいなどでございますが、総じてふるさとを将来につなげていくという思いは共通であり、改めて町全体の再生に向け、帰還困難区域の再生に取り組んでまいることは変わりないこと、そして早期再生の実現に向けて取り組むことを再生計画に盛り込んでおります。

それでは、資料に基づいて再生構想について説明させていただきたいと思います。説明でございますが、帰還困難区域再生ビジョンと重複する箇所については省略させていただきますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、再生構想でございますが、再生構想は5章立てとしております。第1章には再生に向けた基本姿勢として再生の考え方と方向性、第2章には帰還困難区域の現状や地域の特徴、第3章には再生・発展に向けた検討、第4章には土地利用方針、第5章には特定復興再生拠点区域復興再生計画参考資料として放射線量率と除染の効果を記載する案でございます。

まず第1章、基本姿勢をうなぐください。基本姿勢としましては、再生の考え方と方向性であります、再生ビジョンで示した内容に9月議会の町政報告で示しました早期再生の実現に向け、特定復興再生拠点区域から段階的に取り組むことを考え方方に追加いたしました。

第2章では、現状や地域の特徴として帰還困難区域内に6行政区がかかわっていること、面積、土地利用状況、歴史的・文化的財産、帰還に対する意向、除染状況を示してございます。

なお、帰還意向につきましては、ことし8月に実施いたしました富岡町住民意向調査の集計結果を反映させたいと考えております。現在復興庁で集計作業を行っており、その公表時期によっては昨年度の集計結果を用いることも検討してございます。

第3章では、再生・発展に向けた検討として、3プラスワンの視点での検討項目を記載してござい

ます。この中には町との意見交換会で挙げられたさまざまな可能性、要望などから主な事項を記載したいと考えてございます。

第4章では、再生・発展に向けた土地利用方針です。第2次復興計画で復興を目指す新たな土地利用方針を示し、当該地区は再生・発展ゾーンの形成、検討として位置づけ、具体的な土地利用の検討は地区の除染を前提に進めるため、国には帰還困難区域の除染実施を強く求めるとしておりました。本構想では、これまでの地域の成り立ちや既存インフラの有効活用などをもとに、再生・発展ゾーンを再度検討し、森林再生モデルゾーン、人と桜の共生ゾーン、沿道型商業活性化ゾーン、農用地活用ゾーンの4つのゾーンを考えました。

まず、森林再生モデルゾーンでございますが、大菅及び小良ヶ浜に広がる大規模森林を含めた土地利用であり、林業関係団体と連携し、森林の再生や活用を検討することを考えております。

人と桜の共生ゾーンにつきましては、夜ノ森駅前周辺であり、町の貴重な観光資源である桜などを生かした交流人口の拡大や居住空間の創造を考えてございます。

沿道型商業活性化ゾーンにつきましては、町内においても平たんかつ広大な土地が広がる国道6号沿線であり、事業再開または新たな企業進出の受け皿としての活用を考えてございます。

最後に、農用地活用ゾーンとしては、新夜の森、深谷、小良ヶ浜に広がる農用地の活用であり、農業再生を主として、そのイノベーションコースト構想の関連企業の新たな受け皿など、さまざまな分野における活用も想定しております。

なお、ゾーニングとはいえ、地権者の皆様や地域のご理解、ご了解をもって進めることとなりますので、需要内容が定まる、あるいは企業からの声が上がる段階で話を進めることができると考えております。

最後に第5章、特定復興再生拠点区域再生復興計画です。町は、改正特措法に基づき本格除染や社会インフラの復旧が進み、居住環境の整備、なりわい再開や創業の実現性を踏まえた設定、特定復興再生拠点区域と避難指示が解除された地域との交流、交通などを考慮した設定、5年後となる平成34年までに避難指示区域の解除ができる可能性を踏まえた設定の3つの考え方により、拠点範囲を定めていきたいと考えてございます。

町としては、早期再生のためにとの思いで、帰還困難区域に線を引かなければいけない状況であります。このため、拠点範囲をできるだけ幅広に、そして拠点以外となった地域への国支援、継続した復旧、再生の取り組みの3点を国に求めているところであります、3点目の継続した復旧、再生への取り組みとして復興、再生に向けたスケジュールを第1期、第2期整備として示してございます。

最後に、意見交換では除染の効果に対する質問も寄せられていることから、参考資料として、現在そして5年後の放射線量率の推移を掲載する予定でございます。

以上で、帰還困難区域再生構想について説明を終了させていただきます。ありがとうございました。  
○議長（塚野芳美君）　　補佐に聞けばいいのか、課長に聞けばいいのか。この参考資料というの

現在は配付されていませんけれども、準備はしていないのですか、まだ。

課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほど補佐が説明申し上げました考え方、それから章立てに基づきまして、まだ素案の段階でございますが、約40ページほどの冊子にまとめていきたいと思っております。その中で放射線量、参考資料については最後におつけしたいと。物としましては、JAEAの低減予測もしくは内閣府避難者支援チームの低減予測、モデル予測というものを用いてお示ししていきたいと思っております。現在のところ、JAEAのものを使うか、国、内閣府で作成したものを使うかの取り合いがまだとれていませんので、本日はお示しできていないといったところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） ただいまの件を踏まえまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、第1点目なのですけれども、この第4章の2番目の人と桜の共生ゾーンということで、今補佐の説明の中で、交流人口の拡大を目指すという話があったわけですけれども、具体ということではないのですが、交流人口の拡大をするためには、今ままの桜だけではちょっと足りないと感じのですが、5年後の避難指示解除に向けた中のスケジュールの中で、ある程度桜に関する整備、桜に関するいろんな形での整備というのも考えて、ここで土地利用の方針ということが出てくるのかということが第1点。

それから、第2点なのですが、第3章のところのプラスでつけたところで、要望事項等を踏まえてという話があったのですが、具体的にどんな要望事項等があったのか、どの辺を載せていくかという考えなのかお聞かせください。

それから、もう一点、3点目なのですが、第5章の中で5年後の2020年度までに、解除の可能性ということで書かれているわけですけれども、帰還困難区域の中にはJRの夜ノ森駅が含まれているのですけれども、国とかJRから発表されている内容によりますと、2020年以前にJRの全線開通という話が出ているわけですけれども、その辺の絡みというのはどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 私からは桜の関係、それから夜ノ森駅ということを1番目、2番目についてお話をさせていただき、要望の具体ということについては課長補佐よりお話をさせていただきたいと思います。

まず、桜のことでございますが、桜並木を活用しました活力の創出ということにつきましては、これまで桜並木の保全や桜まつりなどを通しまして行ってきたところでございますが、今後もこれらの取り組みを核といたしまして、また既存の桜並木が地区の皆様の生活と共存できるよう、さらに配慮するということが必要であると認識しているところでございます。これまで議会を初め、住民の皆様からも桜並木を延長してはどうだろうかということや、桜を主体として地区全体が公園的な位置づ

けというものにならないものだろうかというようなご意見、ご提言がありました。町といたしましては、これらを踏まえまして、また桜並木などが生活の支障とならないというような配慮を加えながら、桜を核とした地区の整備、景観形成を模索してまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、周辺の道路通行環境であったり、公園管理、桜並木の管理であったり、それから近隣住民の生活環境確保などという観点、もう一つはこれに健康づくりという観点を加えて、役場、町内の各部門担当の横断的議論、それから検討を始めたいという段階でございますので、大変申しわけないことはございますが、具体ということについては今ご提示できる状態にはございません。その方向では考えていきたい、検討していきたいといったところでございます。

以上でございます。

それから、3点目でございますが、夜ノ森駅周辺ということでございます。よその町のお話になって大変恐縮なのですが、既に公表されている計画でございますので、双葉町においてはJR常磐線の全線開通が平成32年の3月末を目指して今復旧作業を進められておりまして、双葉町の整備計画においては、これに合わせてJR双葉駅周辺の区域を部分的、先行的に解除するという計画の記載になっておりました。このことにつきましては、JR常磐線が全線開通しましても、駅周辺の避難指示が解除されなければ鉄道列車が通過するだけのことになってしまって、なかなか常磐線の利活用ができないということに対する配慮だと思っております。本町においてもJR夜ノ森駅周辺地区の避難指示解除がJR常磐線の全線開通に合わせて行わなければ、やはり常磐線の利活用が難しくなるということございますので、このことについての検討、議論は行われなければならないとは考えております。

一方でございますが、帰還困難区域という線が引かれて、本町の中に線が引かれて、その中で再度特定復興再生拠点区域という線が引かれる状態で、またその中にその線が引かれるというような住民感情ということについても強く意識して配慮していかなければならないのではないかと思われますので、このことにつきましては議会を初め、住民の皆様のお考えをしっかりと伺いながら慎重に検討、議論をしていくべきことと思っているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長補佐。

○企画課課長補佐兼まちづくり係長（原田徳仁君） 私からは、どのような要望が挙げられたかということでございますので、具体的な内容を説明させていただきたいと思います。

まず、桜に関することでございますが、現在長寿命化ということも考えて、桜を守っていきましょうというご意見をいただきました。また、そのためには桜並木を拡幅することも必要ではないか、観光時期に合わせて駐車場確保というのが問題になっておりますので、その点も十分に考えてはいかがかということと、それからリフレ富岡前にあります桜はちょっと小さいものでございますので、あの木を何とかして、より豪華に見せるような工夫も必要ではないかというご意見をいただいたところでございます。その要望内容につきましては、土地整備関係でもございますので、現在まとめている段

階でございまして、具体的に示すことができませんが、そのような要望を上げられてございます。

また、2点目で上げられました夜ノ森駅のということでございますが、こちらに関する要望も上げられてございました。今ほど課長の林より話がありましたとおり、夜ノ森駅の開通の時期と解除するという見込みである5年後の時期がちょっと違うということで、先行的なということも多少なり考えられることがありますし、また夜ノ森駅停車の当面見送りということも考えられるということがございます。その中で夜ノ森駅に関する要望という形で駅の西口をつくっていただけないかというご意見もいただいたところでございます。現在この件につきましては、ご要望ということで承っており、まだ正式にJR等々について協議を進めているわけではありません。要望として現在受けているというところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 説明ありがとうございます。

まず、桜に関する要望事項や交流人口の拡大ということで、桜に関する話が今多かったわけですけれども、新たな生活空間を創造していく上において、桜というのはどちらかというと長くても2週間から3週間ぐらいで終わってしまうような状況があります。それを考えますと、今後の新たな創造ということでいけば、年間を通して交流人口がある程度見込めるようなこともプラスアルファで考えていかなければいけないのかなと思います。今回土地利用とかに含めて、どの程度まで冊子にまとめて国と交渉するのかということはあろうかと思うのですが、できればワンシーズンというか、春の桜だけではなくて、もうちょっとフルシーズンに近いような形でのことも交流人口の拡大ということで考えていただければなと思いますが、その辺のこともちよとお聞かせください。

それから、今JRの話が課長と課長補佐からあったわけですけれども、確かに課長から話があったように、いろんなことを考えてJRの夜ノ森駅ということは考えなければいけないわけですけれどもぜひともその選択肢の中で、今補佐からありました西側という、西側はもう既に避難指示が解除されているわけで、大熊の大川原地区にも近いということも考えられますし、高速道路に近いということも考えられるということになりますし、駅がなかなか、先ほど停車見送りという案も、当然そういうこと、多岐にわたった中からということになってくるとは思うのですけれども、やはり停車を見送りするというのは非常に風評を生む一つの要因になるかなという感じがしますので、できれば停車をするという形で考えていただいて、極力風評を生まないような形をとっていただきたいと。そのために西側の出入り口というのが必要になってくるということは当然でありますので、ぜひともそういういろんな中で、西口をつくるということを大きな選択肢の中で考えていただければなと思うのですけれども、その辺、どの程度まで今回の国との交渉で報告書に上げるのかも含めてちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、桜のみに偏らず、フルシーズンで交流ができるような仕組みづくりをということでございます。どの程度までの計画の深まりでその計画に記載できるかというところについては、まだ明言できるところではございませんが、思想としてはそういう思想でいくべきなのだろうとは思っております。

もう一つは、交流人口というところの観点からいえば桜並木を中心に、例えば歩いてさまざまな体験ができるといった仕組みだったり、仕掛けだったりというところも必要だと思いますので、もう一つ先ほど健康づくりという観点からもというところがありました。桜並木を例えば一回りすると、これこれ、こういう消費カロリーで回れますよとかといった、そういう仕組みづくりも必要だと思います。そんなことを総合的に考えながら、今ご提言いただいたことを盛り込んでいきたいなとは思います。

それから、夜ノ森駅の東西通路、連絡通路につきましては、我々も必要性を昔から感じておりますし、震災以前から多くのご要望があったところでございます。このことを計画に盛り込めるかどうかについては、今明言できるところではございませんが、検討の方向性としてはそのような方向性で検討はしていきたい。それから、JRにまだお話を一切していませんので、JRとも接触しながら感触をつかんでいきたいといった段階でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 济みません。説明はわかりました。

少しでも具体的にこの帰還困難区域が再生できるような形で国と交渉していただきたいと。そして、今回範囲というのはなかなかまだできないという話でしたが、少しでも範囲が広くできるような計画をつくって、国と交渉していただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願いしたいということで要望にかえさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 範囲というのは、今課長理解できましたか。できるだけ広い範囲って、何か今範囲の議論ありましたか。まだそこまで示していませんよね。

そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 7番に関連して。夜ノ森駅、結局、大川原地区、大熊町ではその地区に今造成して役場庁舎が来る、最終的には大熊町の中枢が大川原地区に集約するのかなと思っているのだけれども、そうなったときに夜ノ森駅、西口イコール橋上駅でしっかりとつくって、下へエレベーターでおりられるようにして、西口は東口と同じく30台ないし40台の駐車場を設けて、この際だから、大熊町長らとも相談しながら思い切ったことやっていかないと、どうせやるのなら。人だけが西口から出入りするばかりではなく、せめて駐車ぐらい西、東通行も考えていかないと、本当に夜の森地区、こ

ここにかかっている状態はいいのだけれども、具体性を早目につけていかないと、あのとき話を切り出していればということになると困りますので、肉づけを早くしてください。西口の件も、ただ西口でなく、具体化させるようにしていってください。その部分だけお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 計画の肉づけを早急にというところのお答えになります。

おっしゃるとおりだとは今思っておりますが、現段階で復興再生拠点区域の範囲設定というところの事前協議をやっているところでございます。これがおおむね国と双方理解が得られれば計画の内容の具体に入ってくるといったところでございますので、まずは拠点区域の範囲についてしっかりと協議していきたいというところでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 早く肉づけというのは、結局30年度分の解体工事、850棟前後で困難区域250棟前後、解除区域550棟前後、こういうことになっているわけですから、今現在、だからやはり困難区域の夜の森一部、新夜の森、大菅一部とか、そういうところの予測を立てながら持っていかないと。本当にしっかりと肉づけを、今からやっていくのでしょうかけれども、遅くなるとどうにもこうにも、前後した状態の絵に描いた餅になってしまふから、そこら辺を事細かく情報をつかんでやっていかないと。ましてや、夜の森地区にある住宅とか、そういうもろもろの利用も考えていかないと、解体するのだと、しないのだと。そこら辺もう全部絡んでくると思うの。だから、肉づけをとにかく早目に議論できるような場面をつくってください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ほど議員が絵に描いた餅とならないようにというお話がございました。そのとおりだと思いますので、早急に肉づけというか、具体的議論に入れるような段階に持っていきたいと思っております。

もう一つちょっとつけ加えさせていただくと、計画具体的な内容について検討する際には当然のことながら、計画に載せたから、財源が確保されたということにはならない。ここは、理解をいただきたいと思いますので。財源の確保という観点からも具体的な内容については検討を加えていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほどの高橋議員の、それから遠藤一善議員の夜ノ森駅西口の問題ですが、これは困難区域の再生とは切り離して町としてはやっていきたいと考えています。と申しますのは、西口、困難区域からは外れていますから、そういう意味ではこれを別の考え方でやったほうがスムーズにいくと考えますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 1点目は、確認の意味も含まれるのですけれども、復興再生計画の範囲なのだけれども、まだ範囲は決まっていないということで、最初のころから全域再生という言葉が出ているので、まず帰還困難区域には先行除染の場所があって、今話題になっている駅前の開発があって、あとは復興拠点整備計画内があって、計画外が発生して、4つの区域に分かれるという心配を私持っていたのだけれども、全域再生が基本ということでおろしいでしょうか。もし改正福島特措法の考え方は、計画の実現性ということをかなり強くうたっているので、実現性がないと、この区域外になる可能性も出てくるのかなと思うのだけれども、やはり基本は復興再生計画があろうがなかろうが、やはり汚したところは除染してもらうということは、これは計画に外れていても、それはつけ加えるべきだと思うのですが、それが1点です。

あと、2点目は帰還に対する町民の意向をどれくらい町で把握しているのか。今6年と大体8カ月くらい過ぎても、さらに5年ということで発生から約12年くらいたちますので、そういった場合でも帰還困難区域に戻りたいと言っている人たちがいるのかどうか、それと第5章にもあるのですけれども、なりわい再開や創業の実現性を踏まえた設定とありますけれども、12年も仕事をしないで、またはよそで仕事をしながらそこに12年後戻ってくる業者がどれくらいあるのか。それを町でどれくらい把握していて、この復興整備計画をつくろうとしているのか。その2点お願いします。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 9月の定例議会におきましても、それから先ほど町長のご挨拶の中でも全域を再生するという考え方については変わりがない。それから、そういう観点から今回全体構想についてお示しする考え方についても、全域を再生することの考えに変わりはないとお示しをしているところでございます。当然のことながら、汚れたところについては全て除染すべきだと、我々もそう思いますし、国もそのように思っていると思います。しかしながら、帰還困難区域の再生を進めるために、改正福島特措法の中で特定復興再生拠点区域を設定すると。まずは、そこを足がかりに再生の取り組みを進めていくのだということでございますので、一どきにどうしてもできないことということは、我々も理解しなければならないと思っております。国も改正福島特措法を説明する際に、それから基本方針の中でもお話をしているように、たとえ長い年月がかかってもというようなことを言っておりますが、特定復興再生拠点区域を設定して計画を整備し、作成し、それに基づいてその区域の整備を進めていく、実はある時期が来た段階で計画の変更をして、区域を広げたりということもできると説明は受けていますが、計画変更する具体的な事例であったり、要件であったりのところは全く示されていなくて、かつ拠点区域外となつたところについては、拠点区域の整備が終わったら引き続きやれるのですかという問い合わせにも全くしっかりと答えられていない、国としては答えをいただいていないところでございますので、この点につきましては、我々引き続き継続して訴えていく、しっかりとお示しいただくことが必要ですよという訴えをしていきますので、議員各位にもこの点は国にしっかりと訴

えていただきたい、それからご協力いただきたいというところでございますので、お願ひをしたいと思います。

それから、なりわい再生のことにつきましては、どれだけの把握をしているのかと。こんな区域に特化して事業者の方々について特化した形での把握というのはなかなかし切れていないといったところが現状でございます。今後その観点から担当課とともにどのような方法で把握していくことが穏やかに把握できるのかというところを少し考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　課長補佐。

○企画課課長補佐兼まちづくり係長（原田徳仁君）　私からは帰還する意向、戻りたい人は何人いるかというご質問ございましたので、昨年度の意向調査の結果だけ報告をさせていただきたいと思います。

まず、昨年度意向調査を実施した結果でございますが、富岡町全体で7,040世帯を対象に実施し、3,257の回答をいただきました。解答率が46.3%でございます。そのうち帰還困難区域6行政区を抽出いたしましたところ、1,012世帯の回答をいたいたところでございます。全体、先ほど3,257という回答をいたいた中の3分の1である31.1%のお答えを再度集計いたしました。帰還の意向でございますが、全体では16%という数字でございますが、帰還困難区域においては13.6%でございます。また、戻らないと決めているというのが61%、まだ判断がつかないというのが24.3%でございます。

なお、こちらも行政区ごと、年齢別ごとに再度精査し、現在調査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君）　全区域再生、これは今の課長の説明で、これを基本とするということでできるのですけれども、改正福島特措法の条文を読ませてもらうと、やはり住民が戻るかとか、にぎわいが取り戻せるかとか、そういうのが条件に入っていると読ませてもらいました。今補佐から説明ありました。全体では16%で帰還困難区域は13.6%、これは去年ということで、大体帰町宣言の前で、現在4月1日で帰町宣言があっても約半年で300人くらいですか、戻っていません。これからも戻る予定の人もいるでしょうけれども、そういうことを考えた場合に6年、7年でそういうパーセントであれば、12年となればもっともっと、もう新天地に根っこが生えてしまって、なかなか戻ってこれない人が多いのではないかと。私が心配するのは、立派な計画をして、きれいにしてもらうことは全然私は問題ないと思います、汚したものですから。いろんな計画を練ったのだけれども、さあ解除しました、戻ってきてくださいと言ったときに、今補佐から説明あったようなパーセントの人が戻らず、そういうことがあり得るのではないかという心配があります。やはり高齢者だけが戻って、若い人が戻らないで、あと20年、30年後には戻られた方も亡くなってしまって、本当に超過疎化の町になってしまふのではないかという心配もありますので、このなりわいの再開、これなんかも帰還困難区域に

戻って商売をやりたいという人がどれくらいいるのかとか、そういうったものをきっちり企画では把握して、その上での復興整備計画であるべきだと思うのですが、これからそういうった細かいこともやる考えがあるかどうかもう一度お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 大変失礼しました。まずは、改正福島特措法というものができ上がって、これまで帰還困難区域が手つかずであったものが何かしら再生に向けた歩みを歩み出せるといった状況になった、これを我々は制度的にいろいろ考えると、不備がないわけではないとも思いますけれども、これを我々が使わないわけにはいかないと。使っていくことによって、再生のための下地はできていくのだろうと思いますので、さまざま計画の具体、それからもしかすると夢色、バラ色に見えるものが出てくるかもしれません、計画上そういうものも1つ、2つ盛り込みながら計画というものはつくるなければならないという側面もございますので、その点はご理解をいただきたいなと思います。

それから、事業者の方々、それから事業者にかかわらず住民の方々が戻られる、戻られない、どういう思いでおられるのかという把握についてはこれまでも、それからこれからもやり方はいろいろ考えなければならないことがあると思いますが、行っていきたいと思います。

それから、特に事業者に特化したというところに関しては、産業振興課事業担当とも調整しながら把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） なりわいの再開について、これは町当局というか、産業振興課にもお願ひなのですけれども、やはり今現在6年8ヶ月で、この帰還困難区域の復興、再生で将来ということになれば12年です。12年後戻ってきて、またあの地、帰還困難区域で以前のような商売をやりたいという場合に、何にもしないで12年間いたら、もうほとんど商売はできないと思います。そういうことを考えれば、やはり帰還困難区域の事業者が今避難先でも十分にやっていけるような、そういうった施策が必要で、十分体力をつけて、元気になって、ふるさとに戻ろうかと、そういう気持ちが湧いてくるのかなと思うのですけれども、やはり今待機中というか、避難中のなりわいの復活、ここにも町でももう少し、地域を立派にすることも大事なのですけれども、そこに住んでいた人がよそでも何とか生活できるように帰還困難区域の事業者に限らずかもしれませんけれども、そういうったことにも力を入れてもらいたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） ちょっと議題からは外れていますよね。

○8番（安藤正純君） わかりました。

○議長（塚野芳美君） ですから、準備はしていないと思うので、それは別な機会で。

○8番（安藤正純君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この特定復興再生拠点区域復興再生計画というのを初めて見させていただきましたが、これは特定復興拠点整備、双葉、大熊が今認められて、大熊は事業を再開しておりますよね。事業というより、工事再開しておりますよね。いち早く私も工事に取りかかってもらいたいと思っているのですが、まずこの計画案を国にいつ町として上げて、承認されるのは国ですので、これは数字的には言えないと思いますので、町がいつまで上げる努力していますよというのは言えるかと思うので、まずそれ1点。

あと、大枠でなかなか議論しづらい点があろうかと思うのですが、先ほど駅舎の話も出ましたが、町長はそれとは別に考えるということでしたが、別に考えるのであれば、なおさら一日も早く考えていかないと橋上駅にして西側から入れるようにするということになると、当然駐車場を設けたり、そういう広場もなければ、常に送ってきてもらわないと電車に乗れないという形になりますので、そういうことを考えると、若干遅かったのかなと思うのです。というのは、もう太陽光が近くまで来て工事やっているわけですよね。いち早くそういう部分も覚悟できているのであれば、少し余裕はあるのかなと思うのですが、ぜひ早急にかかっていただきたい。

あと、この3章、4章を見させてもらうと、大変立派にできているのかなと思うのですが、当然再生復興拠点整備となれば、全体地域をやってもらうのがベターなのですが、今まで全協やら何やらで高木副大臣、29年4月1日解除の問題でいろんな議論をしてきました。その議論の中でも、この困難区域の除染はどうなるのだということで随分議論した経緯はあるのです。その経緯の中で、副大臣を筆頭にして、困難区域は除染しませんよとか、拠点整備で一部どうしても再生しなくてはならない部分だけはやりますよという答えなんかは一回も出てこない。除染はりますよという答えしか言わなかつたのです。だから、全く国の言っていることを私は理解できないのですが、まず一遍に全部ということではなくて、夜の森の町の中、かなりの人口もいる、人口密集地の中が一日も早くできることを私は期待しております。そういう部分でいろいろ今から肉づけしてくるのだろうとは思うのですが、反面、範囲はまだわからないのですが、簡単に区切って6号線から東に関しては膨大な仮置き場になっていますので、今すぐやれというのも無理だと。そういう状況の中で、この4章の一番下、農用地活用ゾーン、深谷、小良ヶ浜、新夜の森というくくりになっていますが、当然このくらいしかないのかなと思うのですが、本来であれば農用地の活用なんかは、私はもう20年、30年はあり得ないのかなと、10年先に汚染物質がなくなつて、除染がされたとすれば、今の考えに立てば太陽光がベターのかなと。そういう太陽光を念頭に上げたときに、10年後特措法がどうなっているかわからないと。当然特措法がなくなつていれば、ここに太陽光をやろうとしても1級農地ですから、無理なのですね。だから、そういう部分をきちんと確保した上で、前に進むべきだと私は思うのです。ここに戻ってきて農業やれと言つたって、そう簡単にはできる地区ではないと思います。だから、そういう部分

を先に先に動いて、土地の確保や法律の設定やらきちっと国に働きかけておかないと、いざやろうとしたとき何もできないと。この小良ヶ浜地区にだって昔からの漁港もあるし、灯台もあるし、ツバキの群生地もあるし、桜に劣らないようなものもあるのです、規模は別としても。そういうことを考えれば、やっぱりもう少し前向きに私は進んでもらいたいなと思うのです。そういう部分で特措法がいつまで残るのかが私は、一番最後にされる地区にとっては、一番の問題なのかなと思うのです。あとは、一つ夜の森地区、まず先に夜の森地区を再生させますよということは、私は大賛成なのです。賛成の上でも、やっぱりある程度困難区域全体のめどが立たないと、アンケートでどうだこうだとあります、アンケート、困難区域の31%の中で13.6%、今帰りますよと言っていても、5年後、10年後20年後にはわからないわけです。わからないからといって除染をするなということではなくて、除染は全体にやってもらい、一人でも戻ると言う人がいる限りはきちっとやってもらいたいという考えに立ってもう少し、やるときには法律とか、そういうものが壁にならないような進み方も私は一つ必要なかなと思いますので、ぜひその辺を強くお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 大変失礼な物言いになるかもしれません、現段階で特定復興再生拠点区域の範囲をこのようにしますと定めてはまだないというところはご理解ください。夜の森、小良ヶ浜というお話をございましたが、まだ範囲については、現段階では定めていないということはご理解をいただければと思います。

それから、一番最初のご質問の申請時期ということでございますが、申請時期につきましては、現在お示ししましたのは全体構想というものでございますので、これに基づいて範囲が設定され、それから範囲が設定されれば、その具体的な計画について中身を定めていく、早ければ我々としては1月末から2月の頭には申請をしていきたいと。要するに今年度末に国からの計画認定をいただきたいということがありますので、後ろから数えるとその時期ぐらいの申請にならなければならないのかなと思っております。大変期間としては短い期間になりますので、議会の皆様にも都度都度説明を申し上げますので、ご協力方よろしくお願いしたいと思います。

それから、夜ノ森駅を基点として東西の連絡を確保すべきだというご意見、前段でご質問いただいた議員の方からも同じような意見がございました。我々もそのように思っておりますが、同じお答え、繰り返しになるかもしれません、必要性はあるものの、どうやって整備するための財源を確保するかとか、JRのご理解をいただけるかというところについてはまだまだこれから段階でございますので、ご意見ということで賜りたいと。

それから、一つ除染はやりませんよと国はこれまで言っていた、私もそう思っております。ではありますが、現制度上ではそのような区域が発生するように見えるというお話をだつたと思います国としてはやらないとは言っていない、制度上もやらないとはなってはおりませんが、どうしてもそのように見える。もしかすると特定復興再生拠点区域と設定されなかった地区の方々にはそのような

見え方、それからもしかすると、そういう感情を芽生えさせることがあるかもしれませんので区域外についてのどのような支援、具体についてはまだ国から何もありませんが、どのような支援ができるかで、支援については大事なことなのですよということは強く訴えてまいりたいと。現在でも訴えて、何か手当てをしていただきたいという訴えはしているところでございますが、継続していきたいと思います。

それから、農用地の活用ゾーンというお話をございました。農用地活用ゾーン、おっしゃるように地域の農業を取り巻く状況というのが、長期の営農活動の休止であったり、加えて生産物への風評被害、それから担い手がいないということで、生産者の意欲が低下しているといった状況で、農業の継続については大きな困難があるという非常に悲観的な状態が続いているということは認識しております。本来農用地につきましては、農業を営むためのものと認識されるべきではありますが、このような地域を取り巻く農業の情勢でございますので、それらを踏まえまして、従来型の農業の再生、そして新たな農業のチャレンジということに加えて、原子力発電所廃炉作業に貢献する事業者の方々や地域の再生、発展に寄与する事業者の事業活動などにも活用できるよう多様で、そして多角的に農地の活用がされるということを念頭に農用地の活用ゾーンというような名前のつけ方をさせていただいたところでございます。一つ多様で多角的な土地利用ということをうたうということが、もしかするとあやふやで何かぼやっとしていてわかりにくいというところもあると思いますが、きっちり農地の活用とはこうするのだということを今うたってしまうと、将来的な土地利用を制限するということになりますので、多様で多角的な土地利用が可能であるというようなゾーンだと設定して、皆様にも認識いただければと思います。

済みません。長くなりましたが、以上です。

○議長（塚野芳美君）　課長、福島特措法の期限。

企画課長。

○企画課長（林　紀夫君）　特措法の期限というものについて、大変申しわけございませんが、期限があるのかないのか、あるとすればいつなのかというところについては把握しておりません、特措法についてはです。申しわけございません。再度確認をしたいと思います。ただ、一つ復興創生期間が平成32年と設定されておりますので、当然そこの中でおさまり切らないところがいっぱいありますし、もう一つは復興庁が期間が決められた省庁でございますので、その後継省庁の必要性というところもあわせて訴えていかなければならぬ。我々としましては、もしかすると今後改正福島特措法の改正といったような観点での訴え方であるとか、復興制度、さまざまございますが、復興制度の継続といった観点から町と議会一体となって訴え続けていかなければならぬということもございますので、再度このことについてはご認識いただきて、ご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

特定復興再生の計画案については、2月末くらいをめどにしたいということで、今年度中には上げていただけるのかなと思いますので、その辺は理解します。

あと、農用地活用ゾーンという、訴えは私は悪くないとは思うのですが、実質5年、10年、20年後になってどうなのだということになれば、私は無理なのかなと思うので、無理でないにしても、もう一つ逃げ道がなくてはならないのかなと思うのです。そうした場合にはやっぱり特措法あたりが一番のネックになってくるのかなと。これ20年、30年統けばいいのですが、特措法ですから、必ず期限はありますよね、法律ではないですから。我々この浜地域でえらく残念だった案件もありますね。浜街道、特措法の20年の中で全線開通させますよ、国が特別措置法をつくってまで言ったことをどれだけ実現しましたか。三十何%しか多分実現しなかったのかなと思うのです。本来であれば100%になつていなくてはならない。それで、今回の原発事故でも大変な苦労をしたという一つの実例もあるわけです。そういう中で、やっぱり早目早目に二重、三重の利用ができるような法律の整備も私は必要だと思うのです。そういう部分を強く夜の森再生に取り組んでいる状況の中で一緒に動いてもらいたいと、一緒に除染しろとは言いませんので。その辺をぜひ執行部にも強くお願いしたいと。

あと、困難区域、夜の森地区、どれだけの範囲になるかわからないですが、解体やらいろんな、この措置によってできるようになるとは思うのですが、例えば外れた地区はまだまだ先に追いやられるわけです。それで、逆に言うと困っている人たちが大半なのです。自分の代に片づけるものはきちんと片づけて、息子の代にはもうそういう問題事はしょわせたくない。そういうことから考えれば、夜の森地区をやると同時にいろんなマイナス部分ありますので、そちらもぜひ一緒に取り組んでいただきたいと。ぜひ国のこと説得してもらいたい、そういう思いで私いっぱいなのです。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほど特措法の期限というようなお話をだったので、承知をしていないというようなお答えをしましたが、特別措置法と言いながらも、特別措置法の目指す形というか、趣旨というか、そういうものが実現されたと国が考える時期にならなければ、法というものがなくなるということはないと思っております。現状特措法で対処していくべき事例、事案、それから現状があるならば、特措法というのは継続していくものだと、なくならないものだと私は認識しておりますのでその点1点ではありますけれども、先ほど来から申し上げてありますように、特措法に基づいてさまざまなことが対処できるかということについては未来永劫続くことはないと思いますし、今の内容でもう少し先の未来が対応できるかといったところもちょっと確約、わからないところでございます。対応できなくなれば、それは改正の改正ということもあり得るのだと思いますし、先ほども申し上げましたが、さまざまな復興制度についても形を変えながらとか、継続をしながらということで対応いただきことが必要ですので、このことは申しわけないですが、町、それから議会一体となって国に訴

え続けていくということが大事なのだろうと思います。

それから、特定復興再生拠点区域外のところの建築物解体というところについてはまだ確たるお返事をいただいてはおりませんが、国にもその必要性をお話をし、復興庁の中でどういう形で実現ができるのか、実現ができないのかというところも含めてご検討をいただいている、今その検討内容の返事、回答を今待っているといった状況でございます。必要性は我々も必要があるとは思っておりますし、何か手当ができないかというところも同じく感じているところでございますので、もう少しお時間をいただいて、その状況についてはお話しできる場面でお話をていきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　課長、吉野大臣、それから浜田副大臣もマスコミ向けにはその先のことも考えていると、考えなくてはいけないとは言っておりますけれども、それはあくまでもマスコミ報道ですでの、ぜひ町として正式な場所で確認もしていただきたいと思います。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　私一番心配しているのは、ここに来て夜の森の困難区域の解体やらもろもろ始まって、その解体物が全部、小良ヶ浜、深谷に集中して持ち込んでいるのです。最初仮置き場に提供するときには困難区域ではない居住地のものしか入ってこないから、線量の低いものだよという説明もあったはずだし、我々もそういう説明していたのです。それが夜の森の困難区域のものがじゅんじゅん入ってきていると。それは、仮置き場ですから、私は反対する気はないです。そうなってくると、ますますその地区の復興はおくれるのかなという懸念しているのです。だから、一緒に進んでくださいよと、夜の森先りますよというのは決して反対しないです、順序からいって当然だと思っていますので。ただ、ほかの地区が捨ておかなければ、当然ほかの地区はもう誰も戻ってくる人なんかいないし、来れないし、だからそういうことを、戻ってこれないにしても死に目に向かって胸をなでおろしてあの世に行きたいという人がいっぱいいるのです。だから、夜の森地区と……

○議長（塙野芳美君）　発言中で申しわけないですけれども、端的にお話ください。

○13番（渡辺三男君）　ええ。だから、夜の森地区、桜通りと一緒にそういう部分、やれる部分は進んでくださいというお願いです。ひとつよろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君）　企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）　先ほど来もお話し申し上げましたが、ごめんなさい、また言い方がちょっときついかもしれませんけれども、まだ特定復興再生拠点区域については範囲を定めておりません。夜の森、小良ヶ浜というお話もありましたが、まだ定めていないというところは、まずご理解をいただきたい。その中で、例えば拠点区域とならなかつた、設定できなかつたところの区域に対する手当について、しっかり考えてくれというようなご意見だと捉えましたので、我々も国にそういうご意見、それからそういう必要性を今後も訴えてまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして付議事件1、富岡町帰還困難区域全体再生構想についてを終わります。

次に、その他に入ります。

執行部からその他ございますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問に対する答弁がずっと着座のままでございました。本来であれば立ち上がってということでございますので、大変申しわけございませんでした。

○議長（塚野芳美君） いやいや、その件は、ですから説明も含めてマイクが遠くなってしまってなかなか聞こえにくいとかいう問題がありますので、私から最初にお願いしましたので、それはそれで結構です。

執行部からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午前11時54分)